



平成18年5月11日

各 位

東京都文京区音羽一丁目20番11号

ビズネット株式会社

代表取締役社長 中嶋 光正

(コード番号：3381)

問い合わせ先：代表取締役副社長 高柳 通明

電話番号：03-3942-3030 (代表)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において「内部統制システムの構築に係る基本方針」に関し下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし各部門の本部長等を構成員とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、「ビズネットコンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたる。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設けるが、有事においては代表取締役社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理にあたることとする。

なお、平時においては各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組むべくコンプライアンス・マニュアルの中身の充実に努める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させる

ための会議を週 1 回開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項に係る方針決定を機動的に行う。また社外弁護士も参加する会議を月 1 回開催し、絞り込んだテーマについて時間をかけて議論を行う。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、社外取締役・社外監査役の充実に努める。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令および当社の規程に基づき、取締役会議事録等の文書（電磁的記録を含む）の保存を行う。

また、情報の管理については、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）に基づき、各種情報に関するガイドラインを設けて対応する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。また、グループ共通の「ビズネットコンプライアンス・マニュアル」を策定する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は存在しない。

ただし、必要に応じて監査役の業務補助のため、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、代表取締役社長と監査役が意見交換を行う。

7. 監査役の情報体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役にその都度報告する。

また、監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会や重要な会議に出席することができる。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

また、監査役は当社の会計監査法人であるあずさ監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

以上